ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針違反について

令和元年8月30日

このたび、本学教員が、国の定める「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」に 基づき、倫理審査委員会より承認を得た実施計画の内容に反し研究を実施していたことが判 明しましたので以下のとおりご報告致します。

本学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針違反の内容は、当初の研究計画において患者様から個別同意の得られた検体を新たな別の研究に利用するにあたって、「既提供検体の利用についてはホームページ上で情報公開する」ことを研究計画書に記載していましたが、情報公開の手続きを徒過し解析を行っていたという点であります。 データのねつ造や改ざん、被験者の方々の健康を害するといった違反ではございません。

今回の事態を厳粛に受け止め、学長から関係者に厳重注意を行うとともに、講習会の受講による「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、規程及び手続きの周知を行い、 今後このようなことのないよう再発防止に努めて参ります。